その資産、特例対象かもしれません！

以下の要件を満たした場合、特例が適用され固定資産税が減額になります。特例対象資産をお持ちの方は、償却資産申告書・種類別明細書とともに、次の提出書類を添付して申告してください。

中小企業等経営強化法にかかる特例（地方税法附則第１５条４３項）

1） 対 象 者：資本金額１億円以下の法人、従業員数１，０００人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社を除く。）

2）対象設備：雇用者給与等支給額を１．５％以上とする賃上げ方針を表明した先端設備等導入計画に従う設備かつ投資利益率が年平均５％以上の投資計画に記載された以下の設備

設 備 種 類	取得金額
機 械 装 置	１６０万円以上
測定工具及び検査工具	３０万円以上
器 具 備 品	３０万円以上
建物附属設備（家屋と一体となって効果を果たすものを除く。）	６０万円以上

3）その他要件：生産、販売活動等の用に直接供するもの／中古資産でないこと



4）取得期間：令和７年４月１日から令和９年３月３１日に新規取得したもの

5）提出書類：以下のとおり（※①②③④はすべて**写し**でご提出ください。）
特例計算届書、①計画認定書、②計画申請書、③投資計画の事前確認書
④従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面

6）特例内容：

取得時期	適用期間	対象資産の課税標準額
＜１．５％以上の賃上げ表明有り＞ 令和７年４月１日から令和９年３月３１日	３年間	２分の１
＜３％以上の賃上げ表明有り＞ 令和７年４月１日から令和９年３月３１日	５年間	４分の１（４分の３軽減）

※先端設備等導入計画の申請・認定については、生活環境部産業観光課（０４２－３３５－４１４２）へお問合せください。

特例計算届書は府中市のホームページからダウンロードできます。郵送も可能ですので、ご希望の際はご連絡ください。



【償却資産の特例に関する問合せ先】
府中市市民部資産税課償却資産係
電話：０４２－３３５－４４４７